

2023年2月20日

日本理学療法士協会会長候補者選挙実施要綱

公益社団法人日本理学療法士協会
選挙管理委員会

選挙規程6条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を会長候補者選挙実施要綱として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選(人)」とは、社員による会長候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者を言う。

1. 選挙人、被選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 被選挙人資格について
 - 1) 被選挙人資格は2023年1月10日(火)告示の役員候補者選挙において理事候補者に当選した者(上位23名)とする。
- (3) 選挙人資格について
 - 1) 選挙人資格は2023年2月20日(月)(選挙告示日)時点で登録されている代議員とする。
 - 2) 選挙人名簿の作成
2023年2月20日(月)(選挙告示日)時点の会員台帳をもとに作成する。

2. 選挙の告示について

- (1) 選挙告示日は2023年2月20日(月)とする。
会長候補者選挙告示は、協会ホームページに掲載する。

3. 立候補の受付について

- (1) 受付時期
 - 1) 立候補受付期間は、2023年3月13日(月)正午～3月20日(月)正午とする。
 - 2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、2023年3月27日(月)正午とする。
- (2) 受付順位
受付順位は、当該候補者における最終申請日時順とする。
ただし、名簿掲載順位・投票画面掲載順位に関しては、抽選による。
- (3) 立候補者が定数に満たない場合
 - 1) 立候補者が定数に満たない場合は、その旨を協会理事会へ報告する。

2) 定時総会後に行われる理事会にて会長を選定する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出様式

- ・マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。
- ・選挙サイトアクセス後、2023年3月8日（水）現在の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
- ・自動表示された内容の一部は変更ができない。
- ・立候補趣旨および協会・士会役員歴は、指定された箇所に入力する。
- ・立候補趣旨および協会・士会役員歴は、その合計がスペースを含んで1000字以内とし、別途写真をアップロードする。
- ・名簿掲載順位・投票画面掲載順位を決定するための抽選回数（1～9）を入力する。

2) 写真

本人のみ、上半身、脱帽、カラー、デジタルデータの形式はJPEGとし、容量は2メガバイト以内とする。

履歴書等の証明写真に準ずるものとする。

(5) 選挙運動にインターネットを利用する際の届出

SNSやホームページを利用した選挙運動を行う場合、当該SNSのアカウント名やホームページのURLを記載し、選挙管理委員会のメールアドレス宛に提出を行う。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。Webによる受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補辞退届を受理した際には、立候補辞退届出受領書を交付する。

5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用ID、パスワードについて

(1) 投票用ID、パスワード

投票用ID、パスワードについては、マイページログインID、パスワードを用いる。ID・パスワードを紛失された場合は、早めに再発行申請をする。

(2) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公示については、2023年4月3日（月）を目途にマイページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届受理後、抽選により決定する。

6. 選挙運動

(1) 注意事項

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする。

具体的な選挙運動の内容については、別紙「選挙運動について」参照。

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～2023年4月22日（土）までとする。

(3) 立会演説

会長立候補者が複数立候補した場合、立会演説に代わる方法として、立候補者による演説を収録した動画を協会ホームページ上に掲載する。演説は選挙管理委員会または選挙管理委員長から指定を受けた協会事務局職員が収録する。収録日は2023年4月上旬とし、詳細は立候補者に別途通知する。動画の収録時間は、3分とする。

7. 投票について

(1) 投票期間：2023年4月10日（月）正午～4月23日（日）正午

(2) 投票方法：

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。

投票は単記投票方式とする。

(3) 白票は有効投票とする。

(4) 立候補者が1名の場合は投票を行わない。

8. 開票について

(1) 開票日

2023年4月23日（日）13時～

(2) 開票立会人の選出

1) 開票立会人は、選挙管理委員ではない選挙管理運営委員の中から選出する。

2) 選出にあたっては5名を選出し、3名を立会人とする。

- (3) 投票データの保管について
- 1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。
 - 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
 - 3) 選挙管理委員長の指名により、協会事務局担当者が投票システムを操作することができる。
- (4) 無投票当選について
- 立候補者が1名の時は投票を行わず、当該選挙の立候補者をもって当選人とする。
- (5) 当選（人）について
- 1) 得票数の多い者を当選人とする。
 - 2) 得票数が同数の場合は、同数者全員を当選人とする。
 - 3) 公益法人の理事に就任することができないことが判明した場合は、当選後であつても取り消すことがある。
- (6) 選挙結果は、2023年4月23日（日）に協会ホームページならびにマイページ上で速やかに発表する。

9. 異議申立について

- (1) 異議申立の期間は選挙結果公表～2023年4月30日（日）正午までとする。
- (2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする。
申立先は選挙管理委員長とする。
メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp
※ メール送信時は(a)を@に変えてください

10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

11. 問合せ

日本理学療法士協会選挙管理委員会
メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp
※ メール送信時は(a)を@に変えてください

以上